



2022年5月13日

各 位

会社名 神戸天然物化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮内仁志  
(コード番号 6568 東証グロース)  
問合せ先 常務取締役経営企画部長 先砥庸治  
(TEL. 078-955-9900)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第38回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (i) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (ii) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (iii) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (iv) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第1条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第19条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第19条～第45条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>附則</u></p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p><u>変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」とい</u></p>

現行定款	変更案
	<p>う。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月23日
定款の効力発生日	2022年6月23日

以 上